施術所届出の手引き

あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業とする施術所や柔道整復業を行う施術所を開設した方は、開設後10日以内に区役所衛生課へ届出が必要です。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(以下あはき法)第9条の2、柔道整復師法(以下柔整法)第19条)

手続きの流れ

- ① 事前相談
- ◆ 施設の工事開始前に、図面を持参の上、区役所衛生課に相談してください。
- ◆ 施術所には構造設備等の基準、名称及び広告に関する規制等があります。
- ※ 建築基準法や消防法等の他法令への適合について、開設者の責任において 確認・対応をお願いいたします。
- ② 営業開始
- ③ 書類の提出

◆ 開設後10日以内

- ◆ 書類の提出の際は、担当者へ事前に御連絡をお願いします。
- ◆ 受付印を押した副本の交付を希望される場合は、**事前に2部**御用意ください。

届出の際に必要な書類

- 1 施術所開設届(第1号様式) *記入例参照※川崎市ホームページからダウンロードできます。
- 2 施術所の平面図(第1号様式裏面又は別添可)
- 3 施術所の案内図(第1号様式裏面又は別添可)
- 4 業務に従事する施術者の免許証(原本提示)
- 5 法人の場合;登記事項証明書(6か月以内、原本提示)
- 6 開設者(法人の場合を除く。)及び施術者全員の本人確認書類(<u>原本提示</u>) ※原本提示ができない場合、開設者の責任において原本証明をした本人確認 書類(運転免許証等)の写しを提示してください。

〈記載例(開設者が法人の場合)〉

原本に相違ないことを証明する。

○年○月○日 (株)○○ (代)○○○

- ④ 施術所立入検査
- ◆ 立入検査の際は開設者又は施術者の立ち会いが必要です。
- ◆ 施術所開設届の記載事項及び平面図をもとに構造設備の基準に適合 しているか検査します。
- ◆ 立入検査の結果、構造設備等で不適合箇所の改善指導を受けた場合、 必要に応じ改善後に再検査等の確認をさせていただきます。

施術所の構造設備基準及び衛生上必要な措置

施術所の開設者は、基準に適合した構造設備を設け、衛生上必要な措置を講じなければなりません。

(あはき法第9条の5、柔整法第20条)

構造設備基準 (あはき法施行規則第25条、柔整法施行規則第18条)

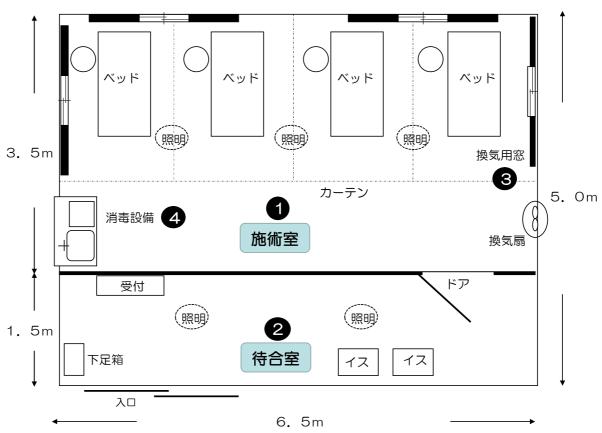
- (1) 6.6㎡以上の専用の施術室を有すること。 (記載例 1)
- (2) 3. 3㎡以上の待合室を有すること。 (記載例 2)
- (3) 施術室は、室面積の1/7以上に相当する部分を外気に開放できるか、これに代わるべき適当な換気装置があること。 (記載例 3)
- (4) 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。 (記載例 4)

衛生上必要な措置 (あはき法施行規則第26条、柔整法施行規則第19条)

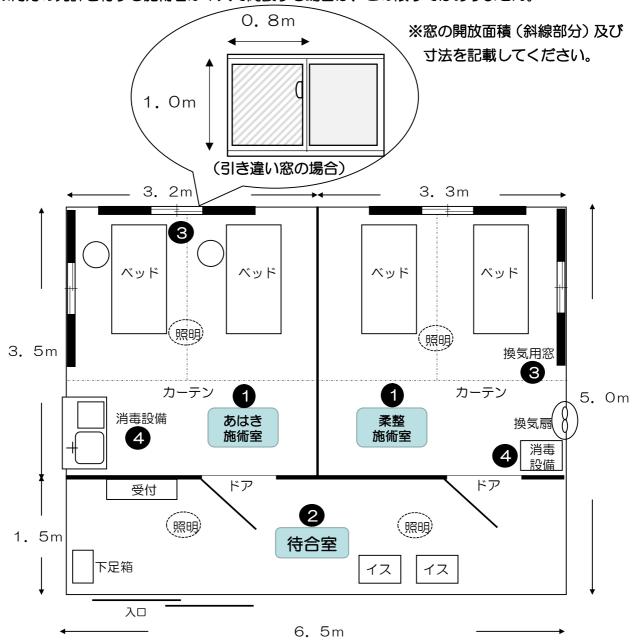
- (1) 常に清潔に保つこと。
- (2) 採光、照明及び換気を充分にすること。

施術所の平面図記載例

1 「あん摩マッサージ指圧、はり、きゆう」又は「柔道整復」、いずれか一方の施術所とする場合



※施術室に換気装置がない場合は、次頁を参考に窓の開放面積 及び寸法を記載してください。 2 「あん摩マッサージ指圧、はり、きゆう」と「柔道整復」の両方の施術所を併設する場合 ※両方の免許を有する施術者が1人で開設する場合は、この限りではありません。



施術所の名称に関する注意点

施術所の名称は、医療法及び医師法等に抵触する名称を使用することはできません。詳細は区 役所衛生課にお問い合わせください。

(医療法第3条、医師法第18条、あはき法第7条、柔整法第24条等)

- (1) 医療機関や薬局等、紛らわしい名称は使用できません。
- (2) 施術所で認められていない医療類似行為を謳う名称は使用できません。
- (3) 医師又はこれらに紛らわしい名称は使用できません。
- (4) あはき法及び柔整法の広告規制に該当する名称は認められません。

^{*} 開設場所の付近に同じ名称の施設がないか確認することをおすすめします。

広告に関する規制

業又は施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項以外の事項については広告をしてはなりません。(あはき法第7条第1項、柔整法第24条第1項)

また、広告可能な事項についても、その内容は施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項に わたってはなりません。(あはき法第7条第2項、柔整法第24条第2項)

あはき法第7条第1項(広告可能な事項)

- 1 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 2 業務の種類(あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう)
- 3 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 4 施術日又は施術時間
- 5 その他厚生労働大臣が指定する事項(平成11年3月29日 厚労省告示第69号)
 - ・もみりようじ
 - ・やいと、えつ
 - 小児鍼(はり)
 - ・施術所開設届を所在地の都道府県知事等に届け出ている旨
 - 医療保険療養費支給申請ができる旨 (申請については医師の同意が必要な旨を明記する場合に限る。)
 - ・ 予約に基づく施術の実施
 - 休日又は夜間における施術の実施
 - ・出張による施術の実施
 - ・駐車設備に関する事項

柔整法第24条第1項(広告可能な事項)

- 1 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 3 施術日又は施術時間
- 4 その他厚生労働大臣が指定する事項(平成11年3月29日 厚労省告示第70号)
 - ほねつぎ(又は接骨)
 - ・施術所開設届を所在地の都道府県知事等に届け出ている旨
 - 医療保険療養費支給申請ができる旨(脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
 - ・ 予約に基づく施術の実施
 - 休日又は夜間における施術の実施
 - ・出張による施術の実施
 - ・駐車設備に関する事項

変更届

施術所の開設者は、次のような変更があった場合、変更後10日以内に区役所衛生課へ「施術所開設届出事項変更届」の提出が必要です。

(あはき法第9条の2、柔整法第19条)

提出書類	注意事項					
施術所開設届出事項変更届(第2号様式)	あはきと柔整では様式が異なる。					
	川崎市ホームページからダウンロード可。					
変更事項	必要書類					
◆(個人開設) 開設者の氏名・住所	なし					
◆(法人開設)	履歴事項全部証明書(6か月以内、原本提示)					
開設法人の名称・主たる事務所の所在地						
◆施術所の名称	なし					
◆業務の種類	新たに追加となった場合、その業種に従事する施術者					
▼未物の性規	の免許証(原本提示)					
◆構造設備	変更前及び変更後の図面					
※事前に御相談ください。						
※立入検査を実施します。						
	施術者削除の場合、なし					
	施術者追加の場合					
	1 新たに業務に従事する施術者の免許証					
	(原本提示)					
	2 新たに業務に従事する施術者の本人確認書類					
	(原本提示)					
◆施術者の変更	※原本提示ができない場合、開設者の責任におい					
	て原本証明をした本人確認書類(運転免許証等)					
	の写しを提示してください。					
	〈記載例(開設者が法人の場合)〉					
	原本に相違ないことを証明する。					

廃止届(休止・再開)

施術所を廃止(休止・再開)した場合は、発生後10日以内に区役所衛生課へ「施術所休止(廃止・再開)届」の提出が必要です。

(あはき法第9条の2第2項、柔整法第19条第2項)

提出書類	注意事項				
施術所休止 (廃止・再開) 届 (第3号様式)	あはきと柔整では様式が異なる。				
	川崎市ホームページからダウンロード可。				

連絡先:川崎区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)衛生課

044-201-3223

幸区役所地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)衛生課

044-556-6682

中原区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)衛生課

044-744-3280

高津区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)衛生課

044-861-3321

宮前区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)衛生課

044-856-3265

多摩区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)衛生課

044-935-3292

麻生区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)衛生課

044-965-5163

受付時間: 開庁日の8:30~12:00、13:00~17:00

(土曜、日曜、祝日、休日、年末年始は除く)

施術所開設届(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等)記入例

第1号様式 (表)

施 術 所 開 設 届 (あん摩マッサージ指圧師, ほり師, きゅう師等)

令和〇 年 〇月 〇日

(宛先)川崎市保健所長

住所 川崎市川崎区宮本町 1

氏名 株式会社〇×メディカル 代表取締役 高津 多摩子

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名

電話番号 044-OOO-××××

次のとおり施術所を開設したので届け出ます。

名	称		001	より灸			電記	; O	00) — Z	$\Delta\Delta\Delta$	Δ
開	設場所		川崎市	川崎	XOO1-1	一 1 宮	前ビル	20	1			
開記	2年月日				令和〇 年	0	Я.	0	П			
業	種	口あ	ル摩		ィッサージ 「]指圧	北	り		1	きゅう	
施	I.	名	資	格	従事年月日	登録番号	登録年	ΗН	備	考	※確認	8欄
術	高津多曆	拿子	はり きゅう		RO年〇月〇日 RO年〇月〇日	第〇〇〇号 第〇〇〇号	HOO年0月 HOO年0月	10B 10B				
省												
構造	告設備等∂	り概労	ť									
施征	「室の面積	責	1	0.	O m	待合室の	面積		5	. ()	m
採換	0" 0"											
消毒設備		卒	消毒用エタノール									
設 施術器具 消毒用エタノール、ディスポーザブル針を使用								使用				

- (注意)1 ※確認欄には、何も記入しないでください。
 - 2 施術者が目の見えない方の場合は、備考欄にチェックしてください。
 - 3 施術者の免許証(原本)を提示してください。
 - 4 施術者があん摩マツサージ指圧師,はり師,きゆう師等に関する法律第12条の2 に該当する方の場合は、資格欄にその旨記入し、かつ、説明できるものを提示してください。

施術所開設届 (柔道整復師) 記入例

第1号様式

(表)

施術所開設品(柔道整復師)

令和〇年 〇月〇日

(宛先)川崎市保健所長

住所 川崎市川崎区宮本町1

八名 株式会社〇×メディカル代表取締役 高津 多摩子

(法人にあっては、主たる事務所の所在) 地、名称及び代表者の氏名

電話番号 044-OOO-××××

次のとおり施術所を開設したので届け出ます。

名	称	0	D接骨院	電話	000	D-ΔΔ	ΔΔ			
期	開設場所 川崎市川崎区〇〇1-1-1 宮前ビル201									
開	設年月 H		令和C) 作	0	н О	Д			
施	IX.	名	従事年月日	登録	番 号	· 登録	年月	□ ※確	認欄	
術	高津多	摩子	令和〇年〇月〇日	第〇	00号	平成〇()年〇月(ЭВ		
者										
構造	a設備等(の概要						·		
施利	施術室の面積 10.0			m 待合室の				5. 0	m²	
採換	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									
消毒設備	手 指	等	消毒用エタノール							
設備	施術器	3 具 消	毒用エタノー	ル						

(注意)1 ※確認欄には、何も記入しないでください。

2 施術者の免許証(原本)を提示してください。